

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(三)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (3)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.9 (1971. 9) ,p.60- 79
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710915-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件 (三)

手塚豊

一 はしがき

二 諸不敬罪事件

- 森田馬太郎事件
- 坂崎斌事件
- 大庭成章事件……以上前々号
- 下山田正道事件
- 横田永次事件
- 前島専平事件……以上前号
- 後藤秀一事件
- 河上伯義事件
- 伊藤金次郎事件
- 大槻貞一事
件……以上本号

○ 後藤秀一事件

明治十五年五月七日、岐阜における自由民権運動の先駆者の一人である後藤秀一が、県下不破郡赤坂村で行つた演説で、不敬罪に問われた事件である。

後藤は、安政二年十一月八日、方県郡河渡村の駄菓子屋の子に生れた。幼時、他家の養子に入つたが間もなく復籍、明治十三年八月、故郷を出で、十四年十月、岩田徳義を中心に結集した九名の同志の一人となり、岩田を国会期成同盟へ送ることになつたが、これ

が岐阜における自由民権運動の源流であつたといわれる。⁽¹⁾

その後、後藤が具体的にどんな活動をしたかは残念ながら十分不明らかでないが、演説会の弁士としては、かなり著名であつたものと思われる。例えば明治十五年四月十三日、岐阜において聴衆二千名を集めて行われたといわれる演説会では、城山静一(大阪)、宮地茂春(高知)、安芸清香(高知)等の錚々たる連中に伍して、後藤は「自由の真理」と題する演説を行つてゐる。⁽²⁾

この演説会直前の四月六日、板垣退助が岐阜神道中教院の玄関で、刺客相原尚聚に襲われた際には、後藤は板垣の身辺に居り、刺客の取押えに加わつてゐる。⁽³⁾そして後に、相原事件の公判の際(同年六月二十七日、岐阜重罪裁判所法廷)、見証人としての彼の陳述書が証拠として提出されたのである。⁽⁴⁾

この板垣遭難事件後約一カ月、前に述べたごとく赤坂村の演説で、後藤は不敬罪に問われたのであるが、この演説会の模様および彼の演説内容を直接に知りうる史料は、私の知る限りにおいて、現

在残つていない。⁽⁵⁾五月二十九日、岐阜軽罪裁判所でこの事件の判決言渡があつた後、各地の新聞はそれに関する報道を伝えているが、その記事はいずれも簡単である。例えば六月五日・時事新報は、次のように述べている。

濃飛自由党たる後藤秀一氏が、美濃国不破郡赤坂村に於て開きし政談演説中、乗輿に對し不敬の言語を發せしとて、臨監の警官により中止解散を命ぜられしか、其後警官より告發せられ、去月二十九日、岐阜輕罪裁判所において右公判の訟廷開かれ、同日、重禁錮一年半罰金百圓を附加し監視一年に處する旨を宣告せられたりと。

同月五日・郵便報知新聞、同月十日・日本立憲政黨新聞の記事は、前掲時事のそれと大同小異であり、また、同月六日・朝野新聞、同月十日・函右日報、同月十七日・東京日日新聞などの記事は、前掲時事のそれよりもさらに簡單である。これらの記事からでは、演説の内容は全く知ることができない。岐阜輕罪裁判所の判決書は、その全文が同年六月一日、岐阜日日新聞に掲載されたところであるから、各地の新聞はそれにもとづき、量刑を中心に、後藤事件の概略だけを伝えたものと思われる。

この判決書を載せている岐阜日日新聞は、現在、私の知る限りにおいてどこにも所蔵されていないので、それを参照することができないが、数年前までは岐阜日日新聞社に所蔵されていた由、⁽⁷⁾諸先学の書かれた文獻の中には、それを利用して、後藤事件に若干ふれたものがある。例えば、岐阜地方の自由民権運動を研究しておられる

村上貢氏は、

東海地方の岐阜県下赤坂における政談演説（明治十五年五月七日）で、日本國を会社にたとえ、社主を今次郎、幹事を三太郎、幹事補を岩次郎等々と言ひ、株主を人民であると説いた弁士が、官吏侮辱および不敬罪に問われている。

と述べておられるが、これは明らかに後藤事件を指し、演説会の日付を明示したものは、私の知る限りにおいてこの文獻だけである。また、岐阜県民報所載「濃飛人民のたたかい」の中には、

このころ、弁士の一人で、方県郡河渡村出身の自由黨員であつた後藤秀一は、その戸籍に「天皇ニ對シ不敬ノ科ニ依リ、重禁固一年六月、罰金百圓、監視一年」と朱書されています。この起りは、不破郡赤坂村の演説会でした。專制政府攻撃の演説のなかで、日本の國を一つの会社にたとえ、その社主を「今次郎」、幹事を「三太郎」、幹事補を「岩次郎」等と名づけ、社主は「お人よし」「役員は我がまま勝手」などと批判したのです。

ところが、その演説は「今次郎と云フハ天皇陛下ヘ對シ、三太郎、岩太郎ト云フハ即チ三條、岩倉兩大臣ヲサシタルモノ」として、天皇に對する不敬罪ならびに官吏侮辱罪に問われたのです。むろん演説会は解散させられました。彼の演説では、この会社は「三千五百余万ノ人民ヲ以テ株主ト定メ」たもので、株主の意志いかんで、幹事（大臣）はもちろん、社主（天皇）もいれかえることができると言つてのけています。

という記述がある。これは學術的な論考ではないので出典の明記

を欠くが、判決書の一部と思われる文章を引用していることからみると、前掲岐阜日日新聞所載の判決書を参照して書かれたことはたしかである。

以上二つの文献にみえている後藤事件の記述は、後藤事件の判決書を読むことのできないままとなつては、寔に貴重なものといつていい。後藤事件の骨子は、これらの記事によつてのみ知ることが出来るからである。すなわち、後藤は前掲二つの文献が伝えている演説で、天皇に対する不敬罪および太政大臣三条実美、右大臣岩倉具視に対する官吏侮辱罪(刑法第一四一条)⁽¹⁰⁾に問われ、刑法上の教罪俱発により、その重き一罪すなわち不敬罪のみで処罰されたのである(刑法第一二条)⁽¹¹⁾。判決言渡の日は、前にも述べたごとく五月二十九日、量刑は重禁錮一年半、罰金百円、監視一年であるが、担当判検事の氏名はわからない⁽¹²⁾。また、予審が行われたかどうか不明である。

後藤は、この判決を不服として上告した模様である。六月七日、朝野新聞は、次のように述べている。

後藤秀一氏が、乗輿に對し不敬の演説をなしたる科に依り重禁錮一年六月罰金百円に処せられしことは、前号に記載せしが、同氏は右裁判を不当なりとし、大審院へ上告せし由、同氏は濃飛自由党の一人にて上告中、保釈の儀を同党の本田、山田両氏より出願せりといふ。

この上告が、その後どのように推移したのか、すなわち、被告はこの上告を取下げなかつたのかどうか、もしも大審院判決があつたとすれば、その時期はいつであつたのか、そしてどんな内容か、そ

の辺の事情は、残念ながら私には全くわからない。大方の御教示を乞う次第である。

なお、後藤は、明治二十四年七月、東京市深川区安宅町へ分家したが、その後の消息はわからない。⁽¹³⁾

(1) 青木健児「岐阜県に於ける自由民権運動」・岐阜史学第二四号(昭和三十三年・二二五頁、二二七頁。後藤の生年月日は、岐阜市役所の除籍簿本による)。

(2) 村上貢「岐阜県における自由民権運動の一断面」・岐阜県高校社会科学教育研究会々報第四号(一九六四年・九頁——一〇頁)。

(3) 岩田徳義「板垣伯岐阜遭難録」(明治四十一年・三九頁)。

(4) 「相原尚聚公判始末」(明治十五年・四五頁。なお、相原自らも、法廷における自由党攻撃の陳述の中で、「新刑法中第一百七条ノ如キ条アルモ、自由党ノ錚々タル後藤秀一が赤坂ニ於テ天皇陛下に對シ不敬ノ演説ヲ為センガ如キ例アルガ為メニアラズヤ」と、後藤事件にふれている(六月二十六日の法廷陳述・前掲書・三九頁)。

(5) 現在の岐阜地方検察庁には、後藤事件の判決原本は保管されていない。職災のためである。

(6) (7) 愛媛県弓削商船高専教授村上貢氏の御教示による。同氏はかつて岐阜県に在勤、同県自由民権運動の研究に多くの業績をのこされ、いまなおその研究をつづけておられる篤学の士である。同氏の学恩を謝す。

(8) 村上貢「経世新誌」と「学事新報」について(弓削商船高等専門学校紀要第一号(昭和四十四年)・二二二頁。同氏のこの記述の典拠は、その脚註に明示しておられるごとく明治十五年六月一日・岐阜日日新聞の記事である。なお、同氏の御教示によると、判決書によつて知られる後藤の演題は「民権論」「何者か社会を改良する」であつた由である。

(9) 歴史をつづる会「濃飛人民のたたかい・自由民権運動」・岐阜県民報第二号（一九六六年四月十日）。この文献も、村上氏の御教示による。

(10) 本稿・下山田正道事件の註12・本誌前号七七頁参照。

(11) 本稿・前掲事件の註13・本誌前号七七頁参照。

(12) 明治十五年五月現在、岐阜始審裁判所には、所長判事藤崎成言、判事一宮栄忠、判事補三村正立、田中祿郎、横山成教、平生忠辰、原昌、小沢有鄰、矢野原宗邦、中谷善通、検事奥宮正治、検事補八条隆吉、野田謙造、奥野毅らが在職している（明治十五年六月「官員録」・二〇一枚裏—二〇一枚表）。担当判検事一名ずつは、この中にいる筈である。

(13) 前掲除籍謄本による。

後記 本事件の調査については、吉岡勲氏（元県史編纂委員、長良小学校長）、松本平治氏（岐阜大教授）からも御援助をうけた。ここに感謝の意を表す。

○ 河上伯義事件

明治十五年の春、石川県魚津の河上伯義が、明治天皇に対し直訴状を送ったことが、不敬罪に問われた事件である。

明治十五年六月三十日・東京日日新聞は、この事件の第一審判決を、次のように報じている。

曾て皇室へ対し不敬の罪ありとて、富山裁判所にて取調になりし石川県下越中国下新川郡魚津の河上善右エ門は、去る二十三日に重禁錮三ヶ月罰金二十円監視六カ月と申付られしに不服なりとて上告する由、に聞けり。

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

この報道では、何が不敬罪に問われたのかわからない。他の新聞で、河上事件を報じたものは、私の知る限りでは見当たらない。

しかし、後掲大審院判決書によると、明治天皇に「直願書」を送ったことが不敬罪に問われたのであり、その内容が不敬にわたるとされたわけではないようである。この直願書の内容は、第一審判決書の中にはおそらく明記されていたと思われるが、富山地方検察庁に保管されていた筈の判決正本が、戦災によつて失われた現在、その正確な内容を知ることが絶望とみていい。

けれども、河上が何の問題を直訴したか、およその見当はつく。というのは、明治十四年の末以降、河上の経営する黒礁温泉をめぐつて、何かもめごとがあり、県庁あるいは内務省へ上申書を提出。さらに天皇、大臣への請願書を県庁へ提出したが、当時の新聞にみえているからである。まず十四年十一月二十六日・朝野新聞に、次の記事がある。

越中国新川郡村落一等官林の内にある黒礁温泉といふは、諸病に宜しく医薬の功験無き難症にても治する者もまよ有る良泉の由なるが、此地は北陸道の往来愛本橋を距る三里、魚津町より八里ありて、音信の便宜、食品の運搬も自由にして、遊浴にも亦至極宜しとの事、又貧困なる者には施浴すといふ。然るに如何なる訳けか、此温泉の開業人なる河上善右エ門は、是れまで魚津町戸長へ税金を納め来たりしに、明治十二年前半季分に限り、下新川郡松本新村の戸長を経て石川県庁へ上納すべき旨、同県庁より達ありしに付、善右エ門は大に不服を唱へ、屢々県庁へ上申すといへ

ども、更に採用にならざるを以て、此程内務省へ上申せんとて添
 翰を請願せしと聞く。

さらに、翌十五年二月二十六日・同新聞には、次のような記事も
 ある。

越中魚津の河上伯義とかいふは、如何なる訳けか、同地の黒雜
 温泉は自分の所有なりしを、郡吏より故なく引揚げられたりと称
 し、苦情を唱へ居ることは、去る比も記載したるが、此程同人
 は、郡書記中谷某、久保田某、小泉某の三名を速に免せられ度旨
 を認め、直接請願と題し、畏くも第一に恭上天皇陛下と記し奉
 り、夫より三大臣參議諸省の長官を列記し、之に宛て右の書面を
 執奏あり度と、石川県庁へ差出したる由、素より本氣の沙汰には
 あらざるべし。

後に本件を大審院へ上告後、彼は後述のごとく大審院長宛に私
 信を提出しているが、そのことからみても、彼は異常に手紙好きの
 人と思われるから、右の一件も、彼としては本氣の沙汰であつたに
 ちがいない。県庁經由の請願が拒絶され、彼は最後の手段として直
 訴に及んだものと思われる。前掲新聞記事により、郡役所書記三名
 の罷免を要請したらしいことはわかるが、その理由の具体的なこと
 は、その記事からもつかみえないのは残念である。

さて、直訴状の年月日、そしてまたどんな経路を辿つて富山輕罪
 裁判所検事による公訴が行われたかもわからないが、後掲大審院判
 決書によると「原裁判書類ヲ閱スルニ本件ニ対シ予審廷ヲ開キ其取
 調ヲ為シタルコトナク云々」とあるから、担当檢察官は事件を現行

犯として取扱ひ、予審は省略されたものと思われ⁽⁴⁾。治罪法條。そし
 て十五年六月二十一日、富山輕罪裁判所に於て、前掲東京日日新聞
 の記事にもあるごとく、重禁錮三ヵ月罰金二十円監視六月の刑が言
 渡されたのである。立会檢察官は、検事補土屋次郎であるが(後掲大
 審院判決書)、裁判長の氏名はわからない。この判決言渡の当日、被告は欠
 席した模様である。後掲大審院判決書に「被告人出廷ノ当日出廷セ
 サルニ付檢察官ノ請求スル所ヲ聴キ欠席裁判ヲ言渡ス云々」とあ
 る。ところが被告の上告理由には「欠席ヲナシタルニアラサルニ欠
 席シタルモノトシ云々」(後掲大審院判決書)とある。この欠席をめぐつては、
 なにか複雑な事情があつたと思われるが、委細はわからない。

河上は、前掲東京日日新聞の記事にもあるごとく、第一審判決に
 服せず上告した。この上告中、彼は大審院長玉乃世履宛に、しばし
 ば私信を郵送した。このことにつき、十六年六月六日・郵便報知新
 聞は、次のように述べている。

石川県下越中国新川郡魚津大町の黒雜温泉創業者河上伯義なる
 者は、是まで數度、玉乃大審院長宛にて公用親展と脇付したる封
 書を郵送せしが、成規に依り其まゝ焼却されし趣なるが、又そ
 其日付を以て同様の封書を郵送せしに付、例に依り昨日焼却され
 しといふ。何用なれば、斯く執念く書面を差送るものによ。

河上は、おそらく上告理由に寄せた自信の程を、私信に托して送
 りつづけたものと思われるが、このような行為にも、彼の度を越し
 た手紙好き(殺書癖といふべきかも知れない)の性格があらわれている
 とみていい。

河上の上告理由は、次の三点である(後掲大審院)。

- 一 原裁判は事実の認定を誤り、不当の裁判を行った。
- 二 予審判事が同時に公判の裁判官であつたから、治罪法第四七条違反である。また、欠席していないのに、欠席裁判を行ったことは不当である。

三 直訴を禁ずる法令はないから、無罪である。明治十五年刑法施行以前においては、不応為の条に該当するかも知れないが、この規定は現在はない。仮に直訴を不敬行為とするも、宮内卿によつて直訴状は却下されたのであるから、事件は未遂である。軽罪の未遂罪は各本条に記載するもの外は(第一一七条に未遂の項なし)、罰せられない筈である(刑法第一二一条)。

まず第一点が、具体的に何を指しているのか、上告趣意書をみる事ができないので正確にはわからないが、おそらく直訴状を郵送すること自体は不敬行為でないにもかかわらず、敢てそれを不敬の所為とみとめたのは、「事実ノ認定ヲ誤」つているという主張である。大審院は、第一審裁判官の「心証裁判」に対する単なる不服として、その理由を斥けている。

第二点は、大審院によると、前にも述べたごとく「予審廷ヲ開キ其取調ヲ為シタルコトナク云々」と述べているから、被告側の誤解と思われる。公判が判決言渡日の前にも開かれ、被告がそれを予審と早合点したのかも知れない。欠席云々の件も、前に述べたごとく何か特別の事情が伏在したと思われるが、その事実は不明である。

第三点は、第一点とも関連する問題で、被告は直訴状の郵送は、

不敬の行為ではないから、直訴そのものを罰する法規の存在しない以上は無罪であると主張するのに対し、大審院は、第一審判決の見解をそのまま支持し、「公然直願書ヲ郵送」したことは「恭敬ノ義ヲ失ヒ秩序ヲ紊シ僭越ヲ願ミ」ざる行為で、すなわち刑法第一一七条の「不敬ノ所為」であるといふのである(後掲大審院)。この大審院の見解に従えば、直訴状が上聞に達したかどうかは問題ではないから、被告の主張する未遂云々の件もまた全く議論の対象にはならない。

しかし、直訴状を郵送する行為を、直ちに刑法第一一七条にいう不敬の所為としたことには、大いに疑問がある。

明治十五年刑法施行以前においては、直訴は全く不問に附されるか、あるいは新律綱領の不応為の条または改定律例の違令条例(10)を以て処罰された場合もあつたようである。例えば、明治七年に越後の「八木原」、十三年に同じ越後の「赤沢」が「封書を天皇陛下に奉呈(11)した」が、とくに処罰された形跡はない。他方、七年十一月十四日、麴町附近で直訴を行わんとして事前に逮捕された越後の渡辺弥平次は、同年十二月三日、東京裁判所で「其事行ハレザルヲ以テ違式輕(違令条例—手塚誌)ニ問ヒ懲役十日情ヲ計リ贖罪金七十五錢(12)に処せられ、また、九年七月二十二日、東京永田町で天皇の馬車に向つて直訴状を差しだした伊予の鶴岡千代松は、同年八月七日、東京裁判所で「懲役三十日の贖罪金二百二十五錢」に処せられて(14)いる。これは刑名が明らかでないが、その量刑から推測して、新律綱領の不応為の条によるものと思われる。さらに十三年七月、神戸に

おいて直訴を企てた旧明石藩士市村正道は、事前に逮捕され「十日間の入牢」になつてゐる。これも刑名が明らかでないが、「十日」の「入牢」が懲役十日の意味であるとすれば、前述の渡辺事件の場合と同様に「違式輕」によつたものであらう。渡辺事件とのちがいは、贖罪を許されなかつたことである。以上の例からみると、直訴の手段がやや穩当を欠くと思われる場合には、新律綱領、改定律例を以て軽く処罰したが、その手段が郵送のごとく平穩である限りは、不問に附したように思われるが、私がこれまでに蒐集した実例が余りにもすくないので、なお詳しい考察は将来にゆずりたい。

新律綱領、改定律例共に廢止された明治十五年刑法施行後においては、同年十月、大分県下の酒造業者三百数十人の代表者が、酒税輕減の直訴状を提出したと伝えられているが、とくに処罰された形跡もなく、また、国会開設を天皇に直訴せんとして兵營を脱走、上京した大阪鎮台の伍長中西次郎に対する同年三月二十四日の陸軍裁判所の判決は、脱走罪のみを適用して「輕禁錮二月二十日」を言渡し、直訴については「国会開設ノ請願書ヲ陛下ニ奉ラントスルハ新刑法ニ於テ問フ可キノ正条ナキヲ以テ無罪」と述べている。

要するに、河上事件以前あるいはその直後において、直訴状の郵送を以て不敬の所為と判断された事件は、他に類例がないように思われる。それにもかかわらず、富山輕罪裁判所の檢察官が、河上事件を不敬罪として起訴し、裁判所もまたそれによつて処罰し、さらに大審院もそれを支持したのはなぜか。前に述べたごとく、河上は直訴状發送前に、石川県あるいは内務省にも上申を企て、さらに原

庁に對し天皇に對する請願書の執奏も上申している。その際、県庁は河上に對し、天皇に對する請願は、合法的には行いえないことを理由にして、その直訴を制止したことであらう。それにもかかわらず、河上は直訴を敢て行つたものと思われる。この余りにも執拗な態度が、檢察官、裁判所に悪い印象をあたえたのかも知れない。大審院が第一審判決を支持したのは、事實認定の問題は、上告理由にはならないという形式的立前を固守したためであらう。

かくして明治十七年四月十四日、大審院は河上の上告に對して棄却の言渡を行つた。第一審判決後、実に一年十カ月の後ちである。この期間は、當時の上告審において、他にほとんど例のない長年月である。大審院判事の間でも異論があり、それがため判決の言渡が延々になつたことも充分考えられる。しかし、それはそれとして、河上事件の裁判は、結果的には當時の法律のわく内においても考察しても、寔に不合理な法律の適用を敢て行つたものと批評すべきであらう。

河上伯義は石川県（後に富山県）魚津大町の人、天保十一年二月二十六日出生、一時、善右衛門と稱したこともある。職業は後掲大審院判決書によると、「平民新聞売捌商」とあるが、明理小学校前で書店を經營、別に黒雜温泉を創業、その方の經營にも従事していたと思われる。事件後の動靜は明らかでないが、明治二十八年十月十九日に逝去、享年五十五歳である。

(1) 明治十六年五月九日、越中国に富山県が設けられたが、それまでの同地方は石川県の一部で、富山に県の支庁が置かれていた（明治官制辭

典」・昭和四十四年・四九頁。

(2) 後掲大審院判決書によると、富山輕罪裁判所の判決日は「六月二十一日」となっている。ここでは、判決書の記載を一応正しいものとしておく。

(3) 明治十五年二月二十五日、三月一日、三月二日・土陽新聞に、河上は次のような広告を出している。

広告

拝啓 生義河上善右エ門ト唱ヒシモ原称ハ河上伯義ナルヲ将来総テ河上伯義ト復唱シ以テ呈書ハ則同上書載スヘシ愛顧庶君ニ於テモ河上伯義ト御明記アランコトヲ祈ル 謙言

石川県越中国下新川郡魚津大町百三十八番地明理小学校前

書林

農商務省山林局直轄越中国下新川郡村落領外

独立一等官林山地ノ内魚津町戸長管理黒礁温泉創業者

明治十五年二月九日

河上 伯義

この広告も、手紙の名宛に関する件であり、彼がなぜか手紙というものに、異常の関心をもっていた一つの証拠といえるであろう。なお、富山の彼がわざわざ高知の新聞に、こうした広告を出したのはなにか特別の理由があつたのか、それとも全国各地の新聞に同じ広告を出したのか、その辺の事情は、いま確めえない。

(4) 本稿・森田馬太郎事件の註15・本誌前々号七七頁参照。

(5) 当時の富山始審裁判所には、所長の判事草鹿瑛以下、判事補に加藤潔香、村山忠篤、室虎太郎、莊畑、別所別らが在職している（明治十五年六月「官員録」・一九四枚表。これらの中の一人が担当裁判長であつた筈である。

(6) 呼出しを受けた被告人が公判に欠席した場合には、検察官の意見を聞いて欠席裁判が行われた（治罪法第三三二条。これに対して、被告

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

人は「故障ノ申立」ができた（同法第三三二条。当該裁判所はこの申立を受理するや否やを判決し、受理した場合には再度公判を開いて裁判を行うものとされた（同法第三三三条、第三三四条。河上の場合、この「故障申立」は行わず、直に上告したものと思われる。

(7) 当時の大審院には、裁判官宛の訴訟に関する私信は、開封せずして焼却する内規があつたものと思われる。

(8) 刑法第一一一条 罪ヲ犯サンコトヲ謀リ又ハ其予備ヲ為スト雖モ未タ其事ヲ行ハサル者ハ本条別ニ罪名ヲ記載スルニ非サレハ其刑ヲ科セス

(9) 註15・参照。

(10) 註12・参照。

(11) 鈴木・前掲自由民権運動史・一五〇頁。同書が、土陽新聞記事の覆刻であることは、本稿・森田馬太郎事件の註14・本誌前々号七七頁参照。

なお、「八木原」は八木原繁社（この人の不敬罪事件については後述する）、「赤沢」は赤沢常容のことと思われる。共に新潟の自由民権運動家である。

(12) 改定律例（明治六年六月十三日・太政官布告第二〇六条・第二八八条 凡ソ式ニ違フ者ハ懲役二十日輕キ者ハ一等ヲ減ス

なお、「懲役十日」の一等減は「懲役十日」（改定律例第一条、そして「平民過誤失錯連累其他不幸ニ出テ事情憫諒ス可クテ実断シ難キ者」は「贖罪」を許され、懲役十日の贖罪金は七十五錢である（改定律例「改定贖罪取贖例図」による）。因みに、前掲第二八八条と第二八七条（凡ソ制ニ違フ者ハ懲役百日輕キ者ハ一等ヲ減ス）とを合せて「違令条例」と呼ばれている。

(13) 明治七年十二月十四日・東京日日新聞に判決文が掲載されている。

裁判所名は明記されていないが、東京裁判所と推定される。

(14) 明治九年八月八日・東京日日新聞。

(15) 新律綱領(明治三年十一月二十日)・雜犯律・不応為 凡ソ律令ニ正条ナント雖モ情理ニ於テ為スヲ得応カラサル事ヲナス者ハ笞三十、事理重キ者ハ杖七十

笞三十は、改定律例によつて懲役三十日に換刑され(第一条、懲役三十日の贖罪金は二百二十五錢である(改定贖罪取贖例四)による。註12・参照)。

因みに、路上における直訴が不応為の条、同じく未遂が違式の条に當るとしたのは、なぜか。不応為は、律に明文はなくとも、なすべからざることをした場合を予定したもので、違式は、罰則を伴わない禁令違反を予定したものである。ところが、実際には、具体的な禁令はなくとも、当然禁令があつても然るべきであると考えられるような場合にまで、違式の条を適用したので、不応為と違式の区別はほとんどなくなつてしまつた。小山亀松編「新律綱領改定律例字引(明治九年)」をみると、「式ニ違フ」は「シテハナラヌコトヲスル」、「不応為」は「律ニモオフレニモカシヤウナケレドモダウリニテハスマジキコトヲスル」(二八枚裏)と註釈しており、これでは両者の区別はわからない。むしろ、量刑の面から考えて、もつとも軽く罰せんとするときに違式(懲役十日または二十日)、それよりもやや重く罰せんとするときに不応為(懲役七十日または三十日)の条を適用したように考えられる。

(16) 「明石市史」下巻・昭和四十五年・八三頁。裁判所名は明らかでないが、神戸裁判所であろうか。

(17) 註12・参照。

(18) 本文に掲げた実例以外にも、例えば明治十三年六月から七月にかけての明治天皇の名古屋滞在の際(服部錠太郎「明治の名古屋」・昭和四十二年・八九頁)、名古屋の市内で三件の直訴事件があり、その中の一名が逮捕されたが、処罰されたかどうかはわからない(横瀬夜雨「明治初年の世相」昭和二年・二九五頁)。当時、直訴事件は相当頻繁にあつた

ものと思われる。将来の事例蒐集にまちたい。

(19) 明治十五年十月六日・朝野新聞。

(20) 陸軍刑法(明治十四年十二月二十八日・太政官布告第六九号)第一一七条第一項 軍人擅ニ職役若クハ屯營本隊ヲ離レ六日ヲ過クル者ハ逃亡ト為シ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ処シ符校ハ剣官ヲ附加ス新兵入營三月ニ滿サル者ハ一等ヲ減ス

(21) 明治十五年四月五日・朝野新聞、東京日日新聞。

(22) 明治十四年九月、水戸の雜誌社が、新刊の雜誌を天皇宛に郵送した事件がある。このことを報じた同年九月八日・茨城日日新聞は、「常州水戸に某雜誌社あり。此日出版の新誌に規則通りの郵券を貼たるが、駅逋局に達したり。其名宛を見れば、大日本皇帝御名大君とあり、是は異な名宛の書き様かな、恐れ多き事なり、勿体なき事なり杯、局中にて申されたれども、然りとて天皇陛下を指名し率りたる郵書を送達するを得ずとの定規もなければ、其儘管内省へ送附せらるゝよし」と述べている。雜誌名は明らかでないが、同日一創刊の「茨城演説叢誌」(同年九月三日・茨城日日新聞)かも知れない。それはともかく、この事件でも——直訴状の郵送とは多少性質が違うが——發送人が処罰されたような報道はみあたらない。

(23) 本稿のはしがき(本誌前々号七三頁参照)で述べたごとく、将来私は本誌に「明治十五年刑法施行直後の不敬罪」という論考の発表を予定している。その際、直訴の問題も採りあげるので、詳しい考察は、それにゆずりたい。

(24) 本稿・坂崎斌事件の註15・本誌前々号八四参照。

(25) もしも被告が犯意なきことを理由に、本件には刑法第七七条の「罪ヲ犯ス意ナキノ所為ハ其罪ヲ論セス」を適用すべきであるとの主旨で上告したとすれば、大審院も事実認定ではなく、擬律の錯誤として——治罪法第四一〇条にいう上告理由の一つである——事件を処理しえたもの

と思われる。もつとも、被告がそうした趣旨を主張したにもかかわらず、なお大審院は事実認定の問題として論じたのかも知れないが、この点は上告趣旨書をみることでできないので、正確にはわからない。

(26) 河上事件の後約二十年、明治三十四年十二月十日、足尾銅毒事件で直訴した田中正造は、一旦逮捕されたが犯意なしとして不起訴処分になつてゐる(小田中聡樹「足尾銅毒兇徒聚衆事件」・「日本政治裁判史録」明治後篇・昭和四十四年・二九一頁)。河上事件の場合も、不敬の意思があつたとは考えられない点、田中事件と同様である。宮城浩蔵博士は、刑法第一一七条の註釈において「不敬ノ所為」トハ其区域甚タ広大ナリト雖モ然レトモ其無限ニ涉リ皇室ニ対シ敬礼ヲ失スル者ハ皆此罪ヲ成スト云フニアラスンテ自ラ其間ニ制限ナキト能ハス其有意ト無意ト行ト不行トヲ區別セサル可カラズ其無意ニ出ツル者ト不行ニ係ル者トハ本条ノ間フ所ニアラス若シ此等ノ者モ尚ホ之ヲ間フコトヲ得ルトセハ我刑法ハ実ニ古今未曾有ノ野蠻刑法タラサルヲ得サルナリ」と述べておられる(「刑法正義」下巻・明治二十六年・一四頁)。河上事件についてみる限り、明治十五年刑法は正にこの「野蠻刑法」の名に値したといえる。因みに讀順令(大正六年四月五日・勅令第三七号)制定以後は、同令所定の手続を履まない直訴は、すべて同令違反として処理されたことを附記しておく。

(27) 魚津市役所の除籍謄本による。

(28) (29) 註3・参照。

(30) 註27に同じ。

前註

(1) 本文でも述べたごとく、富山輕罪裁判所の第一審判決書は不明である。

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

(2) 次に掲げる大審院判決書は、「大審院刑事判決録・明治十七年四月」による(一九一頁―一九三頁)。現在の最高裁判所には河上事件の大審院判決正本は保管されていない(明治十七年四月分に欠本があるためである)、当時の新聞にも判決全文を掲載したものがみあたらないので、前掲判決録所載の判決書は、担当判検事の氏名を欠くなど、不完全なものではあるが、止むをえない。

明治十七年四月十四日発行

富山県越中国下新川郡魚津大町

百三十八番地平民新聞売捌商

河上善右衛門事

河上 伯義

明治十五年六月

四十二年五月

明治十五年六月二十一日富山輕罪裁判所ニ於テ右河上伯義カ不敬罪ノ被告事件ヲ審判シ刑法第一百七條ニ照シ重禁錮三ヶ月ニ処シ罰金貳拾円ヲ附加シ六月ノ監視ニ付ス右被告人出廷ノ当日出廷セサルニ付檢察官ノ請求スル所ヲ聽キ關席裁判ヲ言渡ストノ判定ヲ不当ナリトシ被告伯義ハ上告ヲ為シ尚ホ數回書面ヲ呈出シテ上告ノ旨趣ヲ擴張セリ要スルニ其主旨左ノ三箇ニアリ第一原裁判官ハ事實ノ認定ヲ誤リ不当ノ裁判ヲ下セシト云フノ旨趣ヲ縷述シ第二ハ子審ヲ為シタル裁判官カ公判ヲ為シタルハ治罪法第四十七條ニ定メタル規則ニ背ク裁判ナリ而シテ被告ハ關席ヲナシタルニアラサルニ關席シタルモノトシ裁判言渡ヲ為シタリト重複弁論スルニアリ第三ハ天皇陛下ニ直願スルヲ得サルトノ法律アルニアラサレ

スル者也

後記 本事件の調査には、魚津市史編纂室の広田寿三郎氏の御援助をうけた。その学恩を謝す。

○ 伊藤金次郎事件

明治十五年七月三十日、岩手県岩谷堂駅の演説会で、盛岡求我社員伊藤金次郎が「立憲政体を望む」と題して行つた演説の内容が、不敬罪に問われた事件である。

伊藤は、岩手県稗貫郡黒川口村の人、嘉永三年九月八日出生、事件当時、三十一歳であつた。

明治十一年秋の頃、彼は日進新聞社へ入社した⁽²⁾。それまでは土沢学校で教員を務めていた⁽³⁾。日進新聞は、明治九年八月以降、盛岡で発行され、県庁の保護もうけて順調に発展していた新聞である⁽⁴⁾。伊藤は、十一年十月二十八日から翌十二年五月十二日まで、同紙の編集人であつた。

その後、時期は明らかでないが、十二年九月以前に同社を退き、花巻へ帰つたが、その後も、日進新聞へはしばしば投書を寄せている⁽⁵⁾。そして盛岡の自由民権政社で鈴木舎定の主宰する来我社に加盟し⁽⁶⁾、各地の演説会に出演した。例えば十三年八月十二日、盛岡内丸芝居小屋で演題「政事論」⁽⁸⁾、九月一日、八幡町坂ノ上芝居小屋で演題「紅粉社会を戒む」⁽⁹⁾、翌十四年四月三日、盛岡内丸の劇場で演題「政府と人民と利害を異にするの關係を論ず」⁽¹⁰⁾でそれぞれ演説して

ハ被告人ハ罪無キ者ナリ又仮令罪アリトスルモ旧律ニ於テ不応為条ニ該当スヘキモノニシテ新法ニ其刑名ナケレハ是又無罪者ナリ尚ホ更ニ刑法第一百七条ニ該当スルモノトシ論スルモ直願書ハ観覽ニ達セス宮内卿ヨリ却下アリタルモノニシテ未遂ノ犯罪ナルヤ必セリ果シテ然ラハ輕罪ノ未遂犯ハ本条ニ記載スルノ外之ヲ科罰セサルノ成規ニ從ヒ被告ハ即チ刑ヲ受クヘキモノニ非スト云フニ在リ対手人原裁判所検事補土屋次郎ハ原裁判ハ不当ナラサルノ旨趣ヲ答弁セリ

大審院ニ於テ治罪法第四百二十五条ノ公式ヲ履行シ判決ヲ為ス左ノ如シ

上告第一ノ旨趣ハ事實裁判官ニ於テ治罪法第四百六条ニ定ムル所ノ職權ヲ以テ認定シタル心証裁判ヲ批難シ不服ヲ訴フルニ過キサレハ治罪法第四百十條ノ各項目外ニ涉リ上告ノ原由ト做スヲ得ス其第二ノ旨趣ニ因リ原裁判書類ヲ閱スルニ本件ニ對シ予審廷ヲ開キ其取調ヲ為シタルコトナク又被告カ出廷ノ当日出廷セザリシハ書面上明白ナレハ是ノ点モ上告ノ原由ニアラストス其第三ノ旨趣ハ無罪者ヲ有罪者ト誤斷シタルモノト云フニアルモ事實承認官ニ於テ不敬ノ所為アリト事實ノ認定ヲ為シタルモノナレハ刑法第一百十七條ニ照依スヘキハ固ヨリ相当ノ処分ナリ然シテ恭敬ノ義ヲ失ヒ秩序ヲ紊シ僭越ヲ顧ミス公然直願書ヲ郵送シタルモノナレハ其所為即チ不敬ニシテ之カ観聞ニ達シタルト否トヲ問ハス刑ヲ科スヘキコト論ヲ俟タス是亦治罪法第四百十條ノ第十項ニ適當セサル訴旨ナリトス仍テ治罪法第四百二十七條ニ基キ本件上告ヲ棄却

いる。これらは、現在までに私の寓目したもののみであるが、⁽¹¹⁾ 実際にはこれに幾倍する各地の演説会に出演したものとと思われる。彼は、求我社々員の中でも、活動家の一人であつたとみていい。

十五年になつてからは、一月十二日、郡山駅で演説⁽¹²⁾、二十十日、盛岡久昌寺の演説会に演題「強の弱を凌ぐを惡む」で出演⁽¹³⁾、四月十三日、盛岡馬町の劇場の演説会に参加⁽¹⁴⁾、七月には上野醇と共に県南方面の遊説を企て、二十一日に花巻、二十二日に黒沢尻、二十七日に水沢でそれぞれ演説会を開き⁽¹⁵⁾、そして三十日、岩谷堂駅の演説会で、舌禍事件が起つたのである。この日の模様は、八月二十三日・東京日日新聞の次の記事に詳しい。

岩手県下江刺郡岩谷堂駅の有志者の催はしにて、盛岡自由求我社員たる稗貫郡黒川口村の伊藤金次郎氏^(三十一)を招き、去る七月卅日の夜、同所の松岩寺にて演説会を開きたり。聴衆は男女七百余人余にて監臨の警吏は三沢警部補と巡查二人なりしが、伊藤は演説の席に上り、立憲政体を望むに旧政府の压制より論ずべしとて、徳川氏及び藤原氏を論ずるが如く愚弄するが如く、次で今や我が大臣参議より県令警察官郡村吏は、我々人民が出す所の租税を以て月給を与へ公務を取扱わしむる者なれば、則ち人民の雇人にして天子の召使に非ざるなり。凡そ雇主にして雇人を使ふは、夫々の責任あるものなれば、矢張人民も官吏を統御せざるを得ず。又、天子は独り万事を裁すると云ふは決して成らざるものなり。然るに人民は天子の何者たるを知らず、唯々貴ぶべく尊敬すべし、或は有難いなど云ふは誤れりと云ふべし。素より天子は有

名無実と述ぶるが否や、三沢警部補は机を打て立ち上り、金次郎と呼び、只今其方の演る所は乘輿を犯したり。依て演説を差止ると大音にて述べられければ、金次郎は恐れ込み思はずハタと机上に頭を垂れたり。此のとき、聴衆中拍手せし者抔は、人を押し排け既にて表へ逃げ出したり。此の騒ぎにて女子供は泣き喚び、混雑の間に金次郎は引き込み、乗輿に對し不敬及び大臣参議を侮辱したるものとし、本月一日、警井輕罪裁判所へ告発せられ、現今予審中なり。猶ほ県庁よりも一年間管内に於て演説を禁止せられたりとの報あり。

この記事が正しければ、検事は事件を現行犯として取扱つてはいらるが、予審は省略せず、それを請求したものとと思われる。しかし予審判事名並びに予審終結の日は明らかでない。伊藤の身柄は、八月二日以降、警井監獄支署の未決監に拘留された。

問題になつた演説の内容は、後掲判決書と前掲東京日日の記事を対照してみると、その新聞記事は、問題個所を要領よくまとめて報道していることがわかる。すなわち裁判所は「官吏ハ人民ノ雇人タル語ヲ用テ官吏ヲ侮辱シ又天子ハ有名無実ナル語ヲ用テ天皇陛下ニ對シ不敬ノ演説ヲ為シタル者ト認定」したのである^(後掲判決)。これに對し伊藤は、前者の点については「是政府ハ人民ノ立ルモノナリトノ道理ヲ演説セントスル意思ナレトモ其詞足ラス故ニ陰ニ新政府ヲ立ル演説ノ精神ナリト認メラレタル者」と述べ、後者の点については「藤原氏以下歴代ノ事蹟ニ就キテ演説セリ」と述べたが、これ

らの弁解を裁判所はうけ入れなかつたわけである(後掲判決)。

かくして八月二十五日、磐井軽罪裁判所において判決の言渡があつた。判決は、官吏侮辱罪と不敬罪の二罪俱発で、その中の重き不敬罪により重禁錮一年罰金五十円監視十月であつた(刑法第〇〇条)。裁判長は判事補斎藤新兵衛、立会検察官は検事補庄田金次郎である。

求我社系の雑誌「盛岡新誌」復刊第二七号は、これについて次のように報じている。

社員伊藤金次郎氏は、江刺郡岩谷堂に於て演説をなせしに、臨場警官のため中止解散を命ぜられ、夫より同警察署の御調を受け、磐井裁判所に回わされしか、去月二十五日同所に於て重禁錮一年罰金五十円監視十ヶ月の処分を受け、直ぐ当地の監獄署に護送されました。

不敬罪に問われたことを明示していないのは、社員のそうした犯罪により、求我社全体がうけるであろう世間の風当りを憂慮し、意識的にそれを秘匿したのかも知れない。伊藤は第一審判決に服罪、上告しなかつたから、裁判の後ち直に入監、服役したと思われるが、前掲盛岡新誌に「当地の監獄署」とあるのが、盛岡の岩手監獄本署か、それとも磐井監獄支署のいずれであつたかは明らかでない。

伊藤の出獄後の動静は明らかでないが、明治二十九年十一月二十四日に逝去、享年四十五歳であつた。

大正三年二月、かつて岩手県から代議士に選出されたこともある大江卓が出家し、天也と称した際、彼はそれを記念して旧自由党関

係先輩後輩物故者の慰霊祭を催したが、そのとき岩手県碑貫郡から選ばれた関係物故者は、大関時五郎(碑貫の自由党創立者)と伊藤金次郎の二人だけであつたといわれる。大江は、岩手県自由党内における伊藤の功績を相当たかく評価していたのであろう。

(1) 花巻市役所の除籍謄本による。

(2) 明治十一年十月二十一日・日進新聞に、伊藤は同紙一〇〇号記念の「祝辞」を書いているが、その中で「生不敬幸ヒニ社末ニ列スルノ榮ヲ得テ云々」と述べている。これより先き、余り遠くない時期に、伊藤は入社したものと思われる。

(3) 明治十一年五月十八日・日進新聞所載の投書「伊藤賢旧三先生ノ御議論ヲ読ム」(東京・和柄内蔵)によると、同新聞第一二九号(この新聞をみる事ができないので、正確な出版日は不明なるも、同年四月中旬頃と推定される)に、伊藤が「県師範学校ニ於テ漁樵子ノ子女ノ為メニ別ニ教課書ヲ編輯セラル、ハ教育ノ盛ナルヲ欲シテ却テ退歩セシム」を投稿したところ、同新聞第一三〇号(前掲第二二九号の場合と同じ)に、賛論生が反対の意見を寄せ、その中で伊藤の住所と職業にふれたようである。和柄は前掲投書で「伊藤氏自ラ記セザル所ノ住所ヲ探リ土沢校ノ教員ト記スルニ至ル何ゾ夫レ不敬ノ甚シキヤ」と、そのことを非難している。「土沢校」の後身である現在の和賀郡東和町土沢小学校保管「学校沿革誌」によると、明治十年九月一日現在、六名の職員中に伊藤の名がみえている。しかし、退職の時期は明らかでない(同校々長高橋吉蔵氏の御教示による)。

なお、鹿沼置県前、伊藤は盛岡藩の花巻城詰藩士で、百七石九斗七升二合を給されていた(熊谷章一「花巻市史・史蹟花巻城」・昭和四十四年・六一頁)。

(4) 本稿・横田永次事件の註1・本誌前号八三頁参照。

(5) 明治十二年九月十二日・日進新聞に、伊藤は「花巻北隅ニ住ム、伊藤金次郎」という署名で「各県必ス欠乏ノ品ヲ設ケサルヘカラス」といふ投書を寄せているから、この頃すでに退社していたものと思われる。

(6) 前註5で述べた以外に、伊藤は、十三年九月二十日・同新聞に、稗貫郡役所の書記には郡出身者を採用することを望む無題投書を寄せている。七日・同新聞には、郡会議員の選出方法を論じた無題投書を寄せている。

(7) 求我社は、明治六年二月、盛岡鍛冶町に開かれ、青少年のための書籍展覧場であつたが、西南戦争後、自由民権思想の影響をうけ、とくに十一年六月、鈴木倉定が加つてからは、民権政社の性格が逐次強うちだされ、学術誌として出版されていた「盛岡新誌」も民権運動の純然たる機関誌となり、求我社の運動は一段と活潑となつた(後藤・前掲岩手県新聞史・前掲地方別新聞史・二二頁、鈴木彦次郎「岩手民党夜話」自由の征矢・昭和三十一年・二四頁―二六頁)。そして十三年春以降、国会開設をめざす全国的組織にも代表者を送つて加盟するに至つた(「自由党史」・岩波版上巻・二七一頁、紺野博夫「岩手に於ける自由民権運動」・岩手史学研究第一〇号・昭和二十七年・八五頁)。伊藤が求我社の運動に加つたのは、ちょうどその頃のことと思われる。

(8) 明治十三年八月十日・日進新聞。

(9) 明治十三年八月三十一日・日進新聞。

(10) 明治十四年四月二日・日進新聞。

(11) 日進新聞の予告記事によつたものであるから、実際にはなんらかの事情で演説会が中止されたり、あるいはそれが開かれたとしても、伊藤は出演を取止めたことも考えられないわけではない。

(12) 盛岡新誌(復刊、以下同じ)第二三号、明治十五年一月二十五日・一一枚表。明治十一年春以降発行された求我社の盛岡新誌は、「純政治雑誌として」より鮮明な形態をとるべきだという主張が同志間にまきおこつてきたので、「従来のものをいゝゆる発展的解消して、新しく同名

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

の「盛岡新誌」を刊行、「発行所もとくに求我社と切り離して新徳社と称した」(鈴木・前掲自由の征矢・八七頁)。復刊第一号の出版は十四年七月である。執筆陣は、鈴木倉定を中心とする求我社系統の人々であるから、やはり求我社の準機関誌とみていい。

(13) 盛岡新誌第一四号(明治十五年二月十日)・一〇枚表。

(14) 盛岡新誌第一八号(明治十五年四月十日)・一一枚表。これは予告記事であるが、伊藤は、鈴木倉定、宮杜孝一、布施長成ら、当時の盛岡の自由民権運動の錚々たる弁士の間に、その名を列ねている。

(15) 盛岡新誌第二六号(明治十五年八月十日)・六枚裏以下。

(16) 警部補三沢基洪である(明治十六年六月「官員録」・二七七枚表)。

(17) 明治十五年六月三日・太政官布告第五七号で、十三年十一月二十三日・太政官布告第五六号(集会条例第六条但書追加、本稿・森田馬太郎事件の註12・本誌前々号七六頁参照)が廃止され、あらたに集会条例第六条に次の第二項が追加された。

前項ノ場合ニ於テ解散ヲ命シタルトキ地方長官(東京ハ警視長官)ハ其情状ニ依リ演説者ニ対シ一箇年以内管轄内ニ於テ公然政治ヲ講談論議スルヲ禁止シ其結社ニ係ルモノハ仍ホ之ヲ解散セシムルコトヲ得内務卿ハ其情状ニ依リ更ニ其演説者ニ対シ一箇年以内全国内ニ於テ公然政治ヲ講談論議スルヲ禁止スルコトヲ得

伊藤に対する岩手県令の演説禁止は、この規定によるものである。

(18) 現行犯の場合、検事の判断で予審を省略することができた(治罪法第二〇九条、本稿・森田馬太郎事件の註15・本誌前々号七七頁参照)。

(19) 警井監獄支署「未決囚名籍簿」(現在盛岡少年刑務所保管)による。

(20) 明治十五年九月二十一日・東京日日新聞も、判決の結果を簡単に報道している。

(21) 本稿・下山田正道事件の註13・本誌前号七七頁参照。

(22) 盛岡新誌第二七号(明治十五年九月十日)・一一枚表。

被告人 伊藤金次郎

三十一年六月

(23) 現在、盛岡地方検察庁一ノ関支部保管の判決正本には、大審院判決
原本が添付されていないから、上告しなかつたことは確実とみていい。
なお、本稿・大庭成章事件の註12・本誌前々号八九頁参照。

(24) 「岩手県政物語（昭和三年）」によると、十五年十月、求我社が中心
となつて開催した岩手書生親睦会の参加者百数十名の中に「花巻駅伊藤
金次郎」の名がみえてゐる（九二頁、九四頁。「十五年十月」の時期が
正しいとすれば、当時、伊藤は入獄中の筈であるから参加することは考
えられない。この記事は疑問としておく。

(25) 岩手監獄の後身である現在の盛岡少年刑務所には、当時の入監者の
記録は保管されていない。同監獄は、明治十七年十一月四日に火災に遭
つてゐるから（「日本監獄教諭史」下巻・昭和二年・一〇六七頁）、その
ためと思われる。

(26) 岩手の本署に収容されたとすれば、当時、西南の役に呼応した拳兵
計画が国事犯に問われ禁獄十年に処せられた大江卓、林有造が収監され
ていたから（林有造自歴談・土佐群書集成第一五巻・昭和四十三年・
八二頁以下、雑賀博愛「大江天也伝記」・大正十五年・四九一頁以下）、
伊藤は彼等と交遊関係をもつた筈である。

(27) 註1に同じ。

(28) 前掲天也伝記・六七九頁。

(29) 八木英三「花巻町史稿」（昭和三十年）・五八頁、ここでは、大江卓
が「大井卓」と誤記されている。

前註 この判決書は、盛岡地方検察庁一ノ関支部保管の判決正本による。

公判

岩手県陸中国籍貫郡黒川口村平民農業同村出生

検察官ヨリ公訴ニ及ヒタル事件ニ付調書ノ朗読且被告ノ答弁ヲ聴
クニ被告人ハ明治十五年七月三十日夜江刺郡片岡村松岩寺ニ於テ
自由新聞ノ抜書ニ自己ノ意見ヲ加ヘテ之レヲ演説セントキ權臣家
族政權ヲ專ニシ天子ハ唯名ノミナリト演説シタルハ是藤原氏以下
歴代ノ事蹟ヲ論序セシモノニシテ又吾人保護ヲ致スカ為メ租稅ヲ
出シ太政大臣參議其外ニ數多ノ月給ヲ与ヘ又諸人費ヲ仕払ヒ以テ
政府ヲ立テ云々ト演説シタルハ是政府ハ人民ノ立ルモノナリトノ
道理ヲ演説セントスル意想ナレトモ其詞足ラス故ニ陰ニ新政府ヲ
立ル演説ノ精神ナリト認メラレタル者ナル旨陳述スト雖モ其當時
監臨官吏ヨリ中止解散ヲ命セラレタル故被告人ニ於テ新聞屋ニ寄
送ス可キ意想ナリトシテ起草セシ廃紙ハ拔出ノ文詞ト差違スルノ
ミナラス被告人カ先キニ檢察官ニ對シテ陳述スル如ク拔出ノ初葉
ニ於テ大臣參議ヨリ府県官吏警察官ニ至ル迄數多ノ月給費用云々
ノ文詞ナシ而シテ其演説ハ拔出ノ字句ヲ詭テ演説セシ者ニ非ラサ
リシハ被告人ノ自白スル如ナリ之レニ由テ是ヲ觀レハ天子ハ只名
ノミナリトノ演説ハ果シテ藤原氏以下歴代ノ事蹟ニ就キテ演説セ
リトハ認定シ難キノミナラス監臨官吏ノ記述スル所ニ依レハ被告
人ハ吾人租稅ヲ出シ月給ヲ与ヘ公務ヲ扱ハシムルモノナレハ是人
民ノ雇人ニシテ天子一人ノ召使ハル、者ニ非ス云々ノ演説ニ難ク
ニ人民ハ天子ノ何者タルヲ知ラス貴フ可ク或ハ有リ難キ杯ト云フ
ハ誤リニテ天子ハ有名無実ナリト云フヲ以テシタル故中止解散ヲ

命シタル者ニシテ且天子ハ有名無実ナリトノ演説ハ藤原氏以下云々ノ事ヲ演説シ又租税ヲ出シ官吏ヲ雇ヒ云々ヲ演説シタル後ニ在リタル者ナレハ歴代ノ事蹟ニ就キテ演説シタル者ト誤聞ス可キ理由ナシ即チ官吏ハ人民ノ雇人タル語ヲ用テ官吏ヲ侮辱シ又天子ハ有名無実ナル語ヲ用テ天皇陛下ニ対シ不敬ノ演説ヲ為シタル者ト認定ス是ニ於テ檢察官ノ述ル法律適用ノ意見ヲ聴キ第一ノ所為ハ刑法第一百七條ニ掲ケル輕罪トス本條天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス又第二百條此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ス第二ノ所為ハ刑法第四百一條ニ掲ケタル輕罪トス本條官吏ノ職務ニ対シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五拾円以下ノ罰金ヲ附加ス其二項其目前ニ非スト雖トモ刊行ノ文書圖書又ハ公然ノ演説ヲ以テ侮辱シタル者亦同シト二罪俱発ナルヲ以テ又第百條重罪輕罪ヲ犯シ未タ判決ヲ經スニ罪以上俱ニ發シタル時ハ一ノ重キニテ処断ス其第三項輕罪ノ刑ハ其所犯情状最重キ者ニ從テ処断ストアルヲ以テ其重キ処ノ第一百七條及第百二十條ニ依リ被告人ヲ重禁錮一年ニ処シ罰金五拾円ヲ附加シ監視十月ニ付ス

磐井輕罪裁判所ニ於テ

明治十五年八月二十五日檢事補庄田金次郎立會宣告

判事補 斎藤新兵衛
書記 伊藤 堅 磐

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

後記 本事件の調査には、盛岡地方檢察庁一ノ關支部檢察事務官飯森登氏、元盛岡少年刑務所長野坂陽一氏、同所庶務課長鷲見啓雄氏、岩手県立図書館土資料室の笹島弘夫氏、花巻市立図書館長久保田清衛氏、同館員寺島マサ氏らから御援助をうけた。ここに記して各位の学恩を謝す。

○ 大槻貞二事件

明治十五年十月三日、伊賀上野玄蕃町において、大槻貞二が「變通ハ政治家ノ要主」と題して行つた演説が、不敬罪に問われた事件である。

明治十五年十月十九日、時事時報は、この事件を次のように報じている。

千葉県人大槻貞治氏(ま)は、本月二、三、四の三日間、伊賀国上野玄蕃町劇場に於て、政談演説会を開きしが、初日は無事に済み、翌三日、政治の變通と云ふ題にて滔々演説し、言論方に其半に至らんとするの際、臨監の警察官より突然中止解散を命せられたりしが、遂に上野警察署詰箸尾警部補(喜三太)後掲判決書参照)の告訴する処となり、上野治安裁判所内にて臨時輕罪裁判を開かれ、審問の末、該演説は天皇陛下に對シ不敬の所為ある者と認定せられ、重禁錮一年六ヶ月罰金五十円監視十ヶ月の宣告を申渡されたりと。

この記事によると、大槻「貞治」は「千葉県人」とあるが、後掲判決書によると、大槻「貞二」の住所は「山梨県甲斐国北都留郡広

里村」である。また、その記事にある演題「政治の変通」は、後掲判決書では「変通ハ政治家ノ要主」となつてゐる。ここでは、判決書の記載を一応正しいものとしておく。

前掲時事の記事には明記されていないが、上野治安裁判所で開かれた安濃津輕罪裁判所の判決言渡は十五年十月六日であり、裁判長は判事補黒川勉、立会檢察官は警部補宮原小三郎であつた(後掲判決。審判部参照)。量刑は、前掲時事の記事の通りである。なお、治安裁判所において輕罪裁判を行う臨時措置については、すでに本稿、大庭成章事件の裁判の場合に詳述したので、ここではくりかえさない。

さて、それでは大槻の演説の内、どんな内容が不敬罪に問われたのであろうか。その判決書によると「天皇陛下ニ対シ不敬ノ演説ヲ為シタル事ハ警部補箸尾喜三太ノ告発書並ニ演説臨席聴取書巡査桜井貞蔵ノ上申書及ヒ被告カ上野警署ニ於テ為シタル口供等ニ因リ証憑充分ト判定ス」と述べているだけであつて、具体的事実全くふれていないので、問題にされた発言内容は皆目わからない。

治罪法によると「裁判所ニ於テ刑ノ言渡ヲ為スニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ明示シ且一切ノ証憑ヲ明示ス可シ」(第三〇四)とある。ただ「天皇陛下ニ対シ不敬ノ演説ヲ為シタル」というのみで、「事實」を「明示」したことになるのであろうか。この大槻事件の直後に出版された司法省詰検事畑田正忠の「治罪法釈義」は、この点を註釈して次のごとく述べてゐる。⁽³⁾

裁判言渡ニハ事實ヲ明示シ、以テ其理由ト為サ、ル可カラズ。然ルニ事實ノ理由ヲ明示セスシテ直テ裁判ヲ為セシトキハ、其言

渡ニ対シ上告シテ破毀ヲ求ムルヲ得ルモノナリ。例ヘハ裁判言渡書ニ、被告ハ所々ニ於テ強盜ヲ為セリ、因テ刑法第三百七十八條ニ依リ輕懲役何年ニ処スト言渡セシ場合ノ類ヲ云フ。

或ハ曰ハン、所々ニ於テ強盜ヲ為セリトハ即チ事實ナリ。故ニ右ノ如キ言渡ニモ亦事實ノ理由アルモノナリト。是レ誤解ノ甚キモノナリ。夫レ事實ト罪名トハ決シテ之ヲ混ス可カラズ。事實トハ何月何日何ノ所ニ於テ云々ノ事ヲ為セリ。又ハ何月何日何ノ所ニ於テ云々ノ言ヲ発セリトノ類ヲ云フ。夫ノ強盜ト云ヒ誹毀ト云フハ罪名ニシテ事實ニ非ス。若シ此罪名ヲ以テ事實トスルトキハ、単ニ被告ハ刑法第何條ノ罪ヲ犯セリト言渡セシトキモ、亦事實ノ理由ヲ付シタルモノトセサル可カラサルニ至ラン。蓋シ事實ノ理由ヲ付スルノ要ハ、被告人ハ云々ノ事ヲ行ヒタリト証明シ：一ハ裁判官ノ判決ノ正當ナルヲ示シ、一ハ云々ノ事ヲ行ヒタルハ、被告人ナルコトヲ明カニスルニ在リ。故ニ裁判官ハ其取調ニ因リ得タル所ノ事實ヲ悉ク明示セサル可カラズ。若シ然ラスシテ罪名ノミヲ明示スルニ止ムルトキハ、裁判官其裁判ヲ誤マルコト易ク、上等ノ裁判所ニ於テハ其當否ヲ監督スルコト難シ。例ヘハ甲者衆人ニ向テ、乙者ハ無学文盲ナリト演説シタル場合ニ於テ、裁判言渡書ニ、被告人ハ何月何日何レノ場所ニ於テ、公衆ニ向ヒ乙者ヲ誹毀セリト明示スルヲ以テ足レリトスルトキハ、裁判官或ハ右ノ所為ヲ誹毀ナリト誤解スルニ於テハ、此言渡ヲ為スコトアル可シト雖モ、其事實ヲ詳カニ明示ス可シト為ストキハ、私心ヲ挟ムニ非サレハ、右ノ事實ニ付キ、被告ハ公衆ニ向テ乙者ハ盜賊

ナリト演説シタリ、又ハ他人ノ女ト姦通セリト演説シタリト明示スルヲ得サルヘシ。是レ事實ヲ詳カニ明示ス可ク、罪名ヲ明示スルニ止ム可カラサル第一理由ナリ。

又、……裁判官ニ於テ、被告ハ乙者ヲ誹毀セリトノミ言渡スヲ以テ足レリトスルトキハ、上等ノ裁判所ニ於テ……裁判官カ被告ノ演説シタル所ヲ以テ誹毀ナリト認メタルノ、果シテ適當ナリヤ否ヲ判定スルヲ得スト雖モ、若シ其事實ヲ掲ク可シトスルトキハ、之ヲ監督スルコト容易ナリ。是レ若シ被告ハ公衆ニ向テ乙者ハ無学文盲ナリト演説シタリトノ事實ヲ掲ケ、而シテ之ヲ誹毀ノ罪ナリトセシトキハ、上等ノ裁判所ニ於テ、無学文盲トハ人ノ悪事ナル乎、将タ其醜行ナル乎ヲ取調ヘ、無学文盲トハ悪事ニ非ス、又醜行ニ非スト決スルトキハ、原裁判ヲ取消ス可ケレハナリ。是レ詳カニ事實ヲ明示ス可ク、罪名ヲ明示スルニ止ム可カラサル第二理由ナリ。

故ニ裁判言渡ニ罪名ノミヲ明示シタルトキハ、事實ノ理由ヲ付セサルモノトシテ、其裁判ヲ破毀ス可キナリ。

すなわち、裁判の言渡に要請されている「事実」の「明示」とは、単に「強盜せり」「誹毀せり」というだけではなく、いつどこで、なにをしたか、なにを述べたかを具体的に示すことであるというのである。この解釈は、治罪法施行前後に出版された諸註釈書において、ほとんど異論のない見解である。とすれば、「天皇陛下ニ対シ不敬ノ演説ヲ為シタ」とのみ述べた大槻事件の判決は、事實を明示したとはいえず、したがって、治罪法第三〇四条に違反した判決といわねばなら

ない。⁽⁵⁾これに対しては、被告、検察官共に「事実……ニ依リ言渡ノ理由ヲ付セス」⁽⁶⁾（治罪法第四一）として上告をなした筈である。ところが、被告、検察官共に上告せず、それがため第一審判決はそのまま確定した。⁽⁷⁾

もしも、被告、検察官のどちらかが、前述の理由で上告したとすれば、おそらく大審院は上告理由をみると、第一審判決を破毀し、⁽⁸⁾他の同級裁判所（軽罪裁判所）へ事件を移送したのと思われ、⁽⁹⁾（治罪法四二）そして移送をうけた裁判所は、演説の具体的内容を明示した判決を改めて行つたにちがいない。このことがなかつたため、現在、大槻事件の具体的内容を知る手がかりが、全く残されなくなつたといつていい。⁽¹⁰⁾

なお、大槻の経歴につき、私は全く知るところがない。大方の御教示を乞ふ次第である。

(1) 明治十九年十月十九日・朝野新聞にも、これよりやや簡単な記事がある。

(2) 本稿・大庭成章事件・本誌前々号八七頁以下参照。

(3) 堀田正忠「治罪法釈義」第三五号（明治十五年十二月・二七七—二七八〇頁。堀田の当時の官職は、明治十五年七月「官員録」・一七二枚裏、明治十六年六月「官員録」・一七七枚表による。

(4) 例えば、立野胤政「治罪法註解」・明治十三年・三三八頁、柳沢武運「傍訓治罪法」・明治十八年・九四頁、井上操「日本治罪法講義」上巻・明治十九年・一八二頁以下等参照。

(5) 担当裁判官黒川判事補の法律的には全く初歩的な誤りである。明治十五年七月「官員録」によると、黒川は上野治安裁判所の所長で、その

下に判事補川澄明憲が在職している(二〇五枚裏)。ところが同十六年六月「官員録」によると、同裁判所の所長は川澄で、黒川はその下に在職している(二一〇枚裏)。地位が逆転したのである。この黒川の左遷が、大槻事件判決の誤りによるものかどうか、疑いを残しておく。

(6) 本稿・坂崎事件の註15・本誌前々号八四頁参照。

(7) 津地方検察庁上野支部保管の判決正本には、大審院判決謄本の添付がないから、事件が上告されなかつたことは確実とみていい。なお、本稿・大庭成章事件の註12・本誌前々号八九頁参照。

(8) 上告することにより、量刑が被告に有利になるかどうかはわからない。被告が上告しなかつたのは、そうしたことが理由かも知れない。檢察官が上告しなかつたのは、担当裁判長の場合と同様に、治罪法に関する正しい知識をもつていなかったためといわざるをえない。

(9) 治罪法第四二八条第一項 大審院ニ於テ予審又ハ公判ノ言渡ニ対スル上告ニ付キ破毀ノ原由アリトスル時ハ其言渡ノ全部ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スノ言渡ヲ為ス可シ

第一審判決が犯罪事実を明示しなかつたため、大審院がそれを破毀移送した当時の実例としては、明治十七年六月五日の大判がある。この事件は、十六年七月三日・朝野新聞所載の記事「埼玉県四郡町村連合会館庫下渡金不足追徴議按否決報告」の内容が埼玉県令の職務を侮辱したものととして起訴され、同新聞社主加藤正平と編集人石原烈の二人が、同年七月十一日、東京軽罪裁判所において刑法第一四一条の官吏侮辱罪によりそれぞれ重懲罰二月罰金十五円の宣告をうけたが、この判決が犯罪事実の明示を怠つたので、被告が上告、大審院においては、立会検事も上告趣旨に賛成、それがため、同院は原裁判を破棄し、浦和軽罪裁判所へ移送したものである(明治十七年六月六日・時事新報参照)。

(10) 当時の裁判事件で、判決書以外の関係文書(警察調査書、予審調査書、公判始末書の類)が現存する例は、稀有のことである。多くの場合、そ

の事件の具体的内容を伝えるものは、第一審判決書である。

前註 この判決書は、津地方検察庁上野支部保管の判決正本による。

(裁判言渡書という題名なし——手塚註)

山梨県甲斐国北都留郡広里村平民農業

大槻 貞二

二十年

天皇陛下ニ対シ不敬ノ所為ヲ為セントノ被告事件警部補宮原小三郎ノ公訴ニ因リ審問ヲ遂クル処明治十五年十月三日伊賀国阿拝郡上野支藩町演劇小屋ニ於テ公衆ニ対シ変通ハ政治家ノ要主ト題セル趣意ヲ演説中天皇陛下ニ対シ不敬ノ事ヲ演説シタルニアラサル旨纒々陳弁スト雖トモ天皇陛下ニ対シ不敬ノ演説ヲ為シタル事ハ警部補警尾喜三太ノ告発書並ニ演説臨席聴取書巡查桜井貞蔵ノ上申書及ヒ被告カ上野警察署ニ於テ為シタル口供等ニ因リ証憑充分ト判定ス乃チ之ヲ法律ニ照スニ刑法第一百七十七条天皇皇后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重懲罰ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ストアルニ從ヒ被告大槻貞二ヲ重懲罰一年六月ニ処シ罰金五拾円ヲ附加シ尚ホ刑法第二百条ニ從ヒ監視一年ニ付ス

明治十五年十月六日警部補宮原小三郎立会之上言渡ス

於上野治安裁判所

安濃洋軽罪裁判所

判事補 黒川 勉
書記 佐藤 正誠

後記 本事件の裁判関係文書の調査には、三重県警部下条繁氏（現在松坂署勤務）の御援助をうけた。その学恩を謝す。